

改正案	現行
<p>（予備機器等） 第四条（略）</p> <p>2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（有線放送設備の線路と同一の設備を使用する事業用電気通信回線設備）</p>	<p>（予備機器等） 第四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路のうち端末設備等と専用設備（専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ。）を収容する建築物（第十五条の建築物をいう。）との間において使用するもの</p> <p>三（同上）</p> <p>3・4（同上）</p> <p>（有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備）</p>

第十五条の二 有線放送設備（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号に規定する有線一般放送（以下単に「有線一般放送」という。）を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 事業用電気通信回線設備と有線放送設備（事業用電気通信回線設備と同一の設備を使用する部分を除く。以下この条において同じ。）との責任の分界を明確にするため、有線放送設備との間に分界点（以下この条において「分界点」という。）を有すること。

二 分界点において有線放送設備を切り離せること。

三 分界点において有線放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 有線一般放送の受信設備から副次的に発する電磁波による妨害を受けないよう、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、これらが同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

第十五条の二 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 事業用電気通信回線設備と有線テレビジョン放送施設のうち第四条第二項第二号の線路以外の有線電気通信設備（以下この条において「有線テレビジョン放送設備」という。）との責任の分界を明確にするため、有線テレビジョン放送設備との間に分界点（以下この条において「分界点」という。）を有すること。

二 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離せること。

三 分界点において有線テレビジョン放送設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていること。

四 利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二条第五号の受信者端子をいう。以下同じ。）との間の分離度は二五デシベル以上であること。ただし、これらが同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

イ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、それを再送信することを含む。以下この条において同じ。）以外の有線一般放送を行うためのものである場合にあつては、利用者が端末設備等を接続する点と有線放送設備の受信者端子（放送法施行規則第五十条第四号の受信者端子をいう。）との間の分離度が二五デシベル以上であること

ロ 有線放送設備が有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を行うためのものである場合にあつては、必要な妨害対策措置が講じられたものであること

（通信内容の秘匿措置）

第十七条 事業用電気通信回線設備は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

（漏えい対策）

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い端末設備等と交換設備又は専用設備（専用役務の提供の用

（通信内容の秘匿措置）

第十七条 （同上）

2 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、電気通信事業者が、有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線テレビジョン放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

（漏えい対策）

第二十条の二 電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い端末設備等と交換設備又は専用設備との間の電気通信回線

に供する事業用電気通信回線設備をいう。)との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。